



不動産の相続って
いつするの？
どうするの？
誰がするの？



相 続 セ ミ ナ ー **参加 無料**

個別相談会

講師

一般社団法人相続まると相談センター
代表理事 北守 栄理子先生

11月教室

11/12(日)
10:20-12:00

12月教室

12/10(日)
10:20-12:00

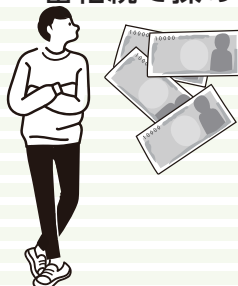
セミナーのポイント!

グリーンモール山室内カルチャー教室にて開催！
ぜひ、お気軽にご参加ください。ご予約はお早めに。

各回定員
10名様

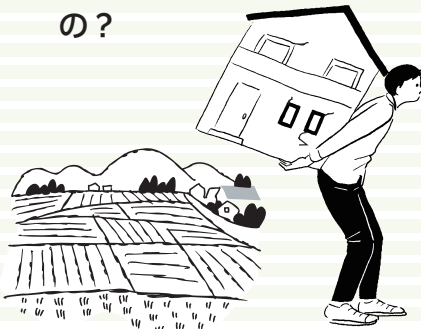
ポイント 1 揉めないための
事前対策とは？

お金は分けられるが、家や土地は
分けることができません。実は
不動産が一番相続で揉めるので
す。



ポイント 2 不動産の処分

要らない不動産の処分って、
どうするの？どうすればいい
の？



ポイント 3 所有者が認知症に
なったら

不動産の所有者が認知症に
なると、とっても大変。

ポイント 4 相続登記の申請が
義務化

ご存知ですか？令和6年
4月1日から相続登記の
申請が義務化されます。

不動産とリフォームの相談窓口
オスカーハウジングスクエア
店頭での受付も可能です。お気軽にお問合せください。

お申し込み・お問合せは
富山市山室 226 番地 2
(グリーンモール山室内) 0120-220-138
営業時間 10:00-19:00 oscar_re@oscar-gr.co.jp